別紙様式２

介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

事業所等情報

介護保険事業所番号	1	8	5	2	4	8	0	0	1	9

事業者・開設者	フリガナ	イリョウホウジン　ツルガオンセンビョウイン		
	名　　称	医療法人　敦賀温泉病院		
主たる事務所の所在地	〒919-0024 福井　都・道・府・県（県）　敦賀市吉河４１号１番地５			
	電話番号	０７７０－２３－８２１０	FAX 番号	０７７０－２３－３０６８
事業所等の名称	フリガナ	カイゴロウジンホケンシセツユナミ	提供するサービス	入所・短期入所（予防）・通所リハビリテーション（予防）
	名　　称	介護老人保健施設ゆなみ		
事業所の所在地	〒919-1325 福井　都・道・府・県（県）　三方上中郡若狭町岩屋６１号鳥引３１番地			
	電話番号	０７７０－４５－３２００	FAX 番号	０７７０－４５－３２３０

複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数　　特定加算(Ⅰ)（　１　）事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。　　特定加算(Ⅱ)（　　）事業所

（１）賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ ）
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ ）
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況（取得している場合には種別を記入）	取得有（ サービス提供体制強化加算Ⅰイ ）　取得無
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和　元年　１０月　～　令和　２年　３月
⑤	令和　元　年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	5,242,147 円
⑥	賃金改善の見込額（ⅰ－ⅱ）	5,245,460 円
	ⅰ）　加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	130,395,315 円
	ⅱ）　初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	125,149,855 円
⑦	経験・技能のある介護職員（❶）における平均賃金改善額（（ⅲ－ⅳ）／ⅴ）	125,316 円・　２７人
	ⅲ）　加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	58,547,777 円
	ⅳ）　初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	55,164,245 円
	ⅴ）　当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	２７人
	【そのうち、月額８万円の改善又は改善後の賃金が年額 440 万円以上となる者（見込数）	６人】
⑧	他の介護職員（❷）における平均賃金改善額（（ⅵ－ⅶ）／ⅷ）	62,182 円・　２１．５人
	ⅵ）　加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	37,498,956 円
	ⅶ）　初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	36,162,052 円
	ⅷ）　当該事業所における他の介護職員の人数	２１．５人
⑨	その他の職種（❸）平均賃金改善額（（ⅸ－ⅹ）／ⅺ）	14,899 円・　３５．２４人
	ⅸ）　加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	34,348,582 円
	ⅹ）　初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	33,823,558 円
	ⅺ）　当該事業所におけるその他の職種の人数	３５．２４人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金（見込額）	2,279,848 円】
⑩	賃金改善実施期間	令和元年１２月　～　令和２年５月
	※原則１０月～翌年３月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお❶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	❶改善手当として一人月額 18,000 円支給 ❷改善手当として一人月額 9,000 円支給（非常勤は時給 50 円） ❸改善手当として一人月額 4,000 円支給（非常勤は時給 20 円） ＜❶の基準設定の考え方＞ 介護福祉士を有し、勤続年数 10 年以上（他法人での経験を含む）の介護職員とする。

※　⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
※　⑥が⑤を上回らなければならないこと。
※　⑥ⅱ）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
※　複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
・添付書類１：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
・添付書類２：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
・添付書類３：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

（２）　職場環境等要件について

（※）太枠内に記載すること。

平成２０年１０月から現在までに実施した事項について必ず**全て**に○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ１つ以上の取組を行う**こと。	
資質の向上	・(働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） ・ その他（　　）
労働環境・処遇の改善	・(新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ＩＣＴ活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・(ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・(健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（　　）
その他	・(介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）） ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・(地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・(非正規職員から正規職員への転換 ・(職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他（　　）

（３）　見える化要件について

（※）太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020 年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。	
ホームページへの掲載	・ 「介護サービス情報公表システム」への掲載　／　(予定) ・ 独自のホームページへの掲載　／　予定
その他の方法による掲示等	・ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示　／　予定 ・ その他（　　）

※　虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和　　１年　８月　２８日　　（法 人 名）　医療法人　敦賀温泉病院
（代表者名）　理事長　　玉井　顯　　印